

議案第66号

朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）による改正乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和8年12月25日から施行され、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることとされたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年朝来市条例第28号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(虐待等の禁止) 第13条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (衛生管理等) 第14条 (略) (職員) 第22条 (略) 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以	(虐待等の禁止) 第13条 (略) (衛生管理等) 第14条 (略) (職員) 第22条 (略) 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以

上、満1歳以上満3歳未満の <u>幼児</u> おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。	上、満1歳以上満3歳未満の <u>乳児</u> おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
3（略）	3（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。